

○常総衛生組合の経費の負担金について関係市の負担 割合を定める条例

〔昭和50年8月5日
常総衛生組合条例第3号〕

改正 昭和54年12月3日 組合条例第12号 昭和56年1月10日 組合条例第7号
昭和60年3月4日 組合条例第1号

(この条例の目的)

第1条 常総衛生組合の経費の負担金については、常総衛生組規約(昭和37年4月20日茨城県知事許可)第11条第2項の規定に基づき、関係市の負担金の割合を定めることを目的とする。

(負担金の算出基礎割合)

第2条 負担金の算出基礎割合は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) し尿及び浄化槽汚泥処理量実績割 | 100分の90 |
| (2) 均等割 | 100分の10 |

2 前項中、し尿及び浄化槽汚泥処理量実績割の算出基礎は、前々年度の処理量実績とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に存する負担割合は、従前の例による。

附 則 (昭和54年組合条例第12号)

この条例は、昭和55年度予算から施行する。

附 則 (昭和56年組合条例第7号)

この条例は、昭和56年度から施行する。

附 則 (昭和60年組合条例第1号)

この条例は、昭和60年度から施行する。